

小千谷市議会基本条例（案）

(平成 年 月 日 条例第 号)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会運営の原則等（第3条—第6条）

第3章 議員の責務及び活動原則等（第7条・第8条）

第4章 議会の権能の強化（第9条—第14条）

第5章 市民と議会の関係（第15条—第20条）

第6章 議会と行政の関係（第21条—第24条）

第7章 議会改革の推進（第25条・第26条）

第8章 議員の政治倫理並びに身分及び待遇（第27条—第29条）

第9章 議会の災害時対応（第30条）

第10章 議会事務局（第31条・第32条）

第11章 補則（第33条）

附則

小千谷市は、市民憲章である「小千谷市民のねがい」を基本理念として、心豊かでたくましい人づくりや、誇れる産業と豊富な自然を活かしながら、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指しています。

小千谷市議会（以下「議会」という。）と小千谷市長（以下「市長」という。）は、ともに小千谷市民（以下「市民」という。）の信託を受けて活動し、二元代表制の下、小千谷市の意思決定機関として市民福祉の向上及び市政の発展を目指していく使命が課せられています。

そして、議会は市民の代表議事機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）を遵守することはもとより、情報公開と説明責任の遂行、透明性と公平・公正の確保、政策活動等への市民参画の促進、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との抑制と均衡のとれた関係の保持及び政治倫理の向上を図る責務があります。

議会は、このような使命と責務を自覚し、市民の負託に応えていくため、市民に信

頼され市民に開かれた議会を実現し、小千谷市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与するためにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨及び目的に反してはならない。

第2章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第3条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分に發揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分發揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第4条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(議員全員協議会)

第5条 議員全員協議会について必要な事項は、議長が別に定める。

(議長の権限と役割)

第6条 議長の権限については、法の定めるところによるものとし、その役割については、議会を代表して中立かつ公平な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保

持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長及び副議長の任を務めようとする者は、その所信を表明することができるものとする。

第3章 議員の責務及び活動原則等

(議員の責務及び活動原則)

第7条 議員は、地域の課題のみならず、市政の課題とこれに対する市民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研究活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質問等を行うに当たり、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするよう努めるものとする。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言等を行うため、積極的に調査研究に努めなければならない。
- 3 議長は、必要があると認めるとき又は会派代表者からの申し出があるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 その他会派及び会派代表者会議に関する事項は、議長が別に定める。

第4章 議会の権能の強化

(議会の権能の強化)

第9条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(調査機関の設置)

- 第10条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討委員会等の設置)

第11条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議員で構成する検討委員会等を設置することができる。

2 前項の検討委員会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第12条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

3 議員間討議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(研修及び調査研究)

第13条 議員は、政策立案及び政策提言の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務活動費)

第14条 議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費の交付については、別に条例の定めるところによる。

第5章 市民と議会の関係

(市民の議会への参画の確保)

第15条 議会は、市民の意向を議会活動に反映できるよう、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び市民との意見交換等市民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第16条 議会は、議会に関する市民の意向の把握及び多様な広報手段を用いて、市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、広聴広報委員会を設置する。

3 広聴広報委員会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員会等の公開)

第17条 議会は、開かれた議会運営に資するため、常任委員会及び特別委員会の公開を原則とする。

(議会報告会と意見交換会)

第18条 議会は、議会で行われた議案審議等の内容について、市民への報告等を行う議会報告会を設け、議会活動及び市政の課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

2 議会は、市民との意見交換会を設け、市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。

3 前2項の議会報告会及び意見交換会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会活動に関する資料の公開)

第19条 議会は、小千谷市情報公開条例（平成10年小千谷市条例第19号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開する。

2 会議録については、議会事務局において市民が閲覧できるようにしなければならない。

(障がい者への配慮)

第20条 議会は、障がい者が議会を傍聴するに当たって、施設及び会議運営等に配慮するよう努めなければならない。

第6章 議会と行政の関係

(市長等との関係の基本原則)

第21条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならぬ。

(監視及び評価)

第22条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、

市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第23条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(一般質問)

第24条 本会議における一般質問は、一括質問一括答弁方式とし、通告により行うものとする。

2 通告は、論点及び争点を明らかにした通告書を議長が定める期日までに提出しなければならない。

3 再質問は、市長等の答弁に対し一問一答方式とし、制限時間の範囲内で行うことができる。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進委員会)

第25条 議会は、議会改革を継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進委員会を設置する。

2 議会改革推進委員会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(交流及び連携の推進)

第26条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究等を行うものとする。

第8章 議員の政治倫理並びに身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第27条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第28条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議会は、議会が有する機能を確保しつつ、議会改革の観点及び市民の意見等を総合的に判断し、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬)

第29条 議員の報酬は、別に条例で定める。

2 議員の報酬の改正にあたっては、小千谷市特別職報酬等審議会条例（昭和39年小千谷市条例第40号）に規定する小千谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重するものとする。

第9章 議会の災害時対応

(災害時における議会及び議員の対応)

第30条 議会は、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため小千谷市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置するものとする。

2 議員は、議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に努めるものとする。

第10章 議会事務局

(議会事務局)

第31条 議会は、議会の政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室)

第32条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を活用するものとする。

3 議会は、議会図書室が市民に利用できるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 議会図書室の管理に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第11章 補則

(検討)

第33条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。